

税制の課題と中期答申

2023年7月21日

政策研究大学院大学 大田弘子

税制の課題 1：人材を生かす

1. 働き方の多様化に対応した税制

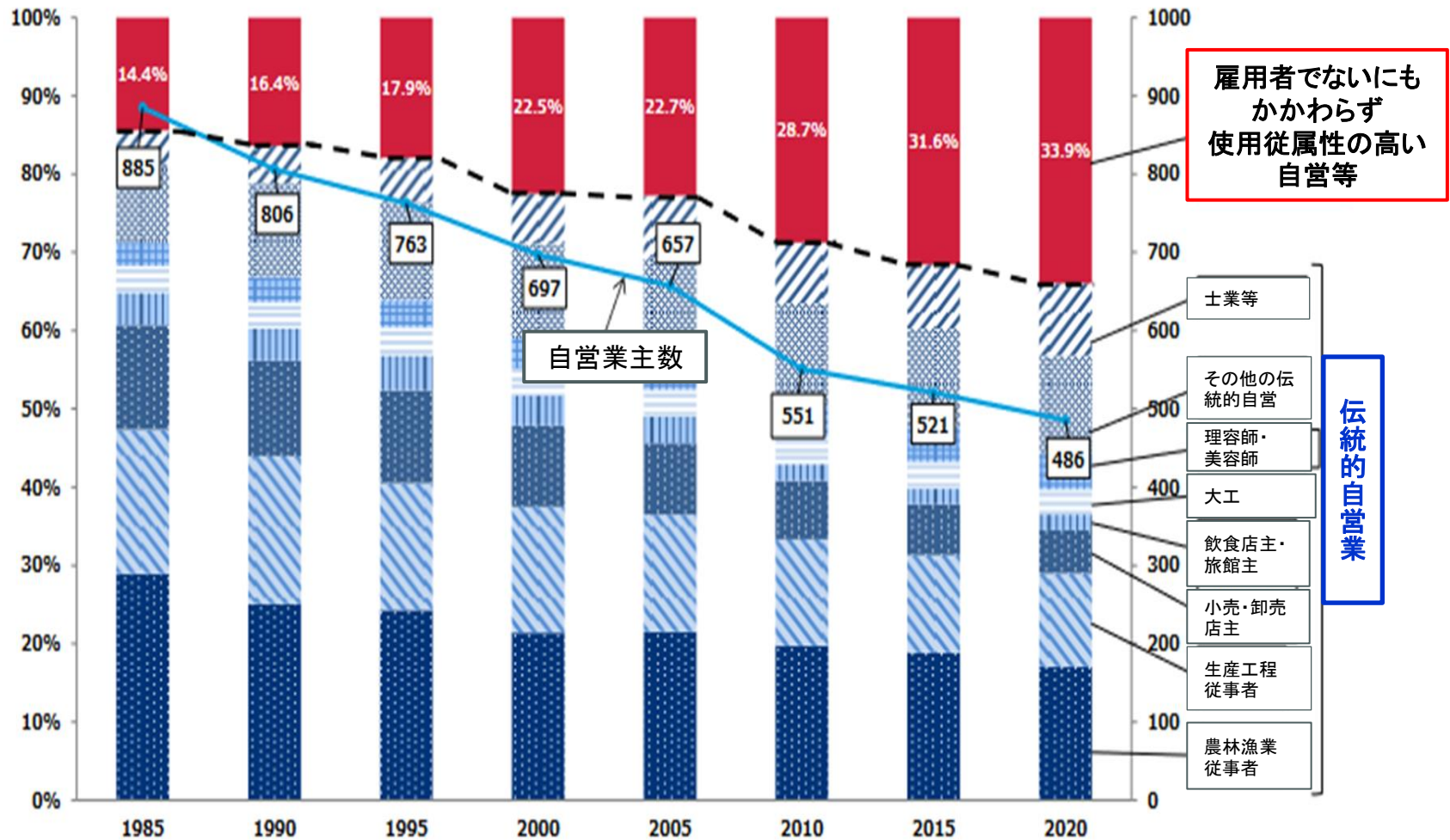
- フリーランスやギグワーカーに対する税制
- 老後への貯蓄手段の格差を税が助長しない

2. 積極的労働市場政策に対応した税制

雇用維持重視の政策ではなく、成長分野への労働移動を進め、そのための職業訓練等を充実させる政策

フリーランス割合の推移

(資料1-Ⅲ-4)



政府税制調査会 中期答申(2023.6.30)より

積極的労働市場政策と税制

➤ 転職に不利にならない税制

- 退職金税制の是正、等

➤ 職業訓練、能力開発を支援する税制

- すべての人が必要に応じて活用できる能力開発支援を
(現行：給与所得者には「特定支出控除」。それ以外には控除なし)

➤ セーフティネットの観点から

- 共働きしやすい税制に

中期答申より

- 所得の稼得手段が多様化してきている状況も踏まえ、引き続き、公平かつ働き方に中立的な税制を検討していくことが求められます。その際、給与所得、事業所得、雑所得といった所得間の課税上のバランスを確保していくという視点も重要であると考えられます。
- 企業年金・個人年金等に関する税制についても、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な負担の観点も踏まえながら丁寧に検討する必要があります。
- 勤続年数が長いほど厚く支給される退職金の支給形態を反映したものとなっていますが、近年は、支給形態や労働市場における様々な動向に応じて、税制上も対応を検討する必要が生じてきています。

税制の課題 2：生産性を高める

1. 政策税制の見直し

- 生産性が低い企業を、現状のまま守るような政策税制は止める（EBPMによる効果検証）
- インセンティブ効果を効かせるため、政策税制は期限通りに終了させる

2. デジタル化と税制

- 非常に速いスピードで進むデジタル変革に税制としていかに対応するか

デジタルイノベーションと税制

➤ 最先端の動きに税制はどう対応するか？

Web3.0 (NFT、ブロックチェーン、DAO等)、生成AI など

孫泰蔵氏 (Mistletoe創業者) ヒアリングより

2022年4月15日 政府税制調査会

日本: オプトイン社会

- ・法整備が追いついていない領域のことは原則禁止社会
- ・許可を得たものだけが実行可能なホワイトリスト方式



米国: オプトアウト社会

- ・新しい領域はまずトライ。その後に禁止事項や修正を加える原則許可社会
- ・禁止されていることだけ処罰するブラックリスト方式

➤ 法の未整備領域について、特区での包括的な対応が可能か？

中期答申より

- 政策インセンティブ効果を従来にも増して厳格に立証する必要があり、政策インセンティブが機能していない措置については、廃止・縮減すべきです。
- 期限到来時には、必要性や有効性を検証の上、廃止を含めてゼロベースで見直す必要があります。
- こういった新たな技術等の出現に基づく、新たな経済活動・事象についても、確定決算主義の考えの下、各種法令や企業会計原則等に準拠した取扱いが原則となりますが、技術革新のスピードが増していることを踏まえ、対応が時宜を逸することで企業活動の妨げになることがないように注意していく必要があります。

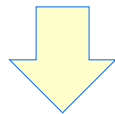
税制の課題 3：所得再分配機能の強化

1. 所得再分配機能の強化

- 所得控除のあり方の見直し

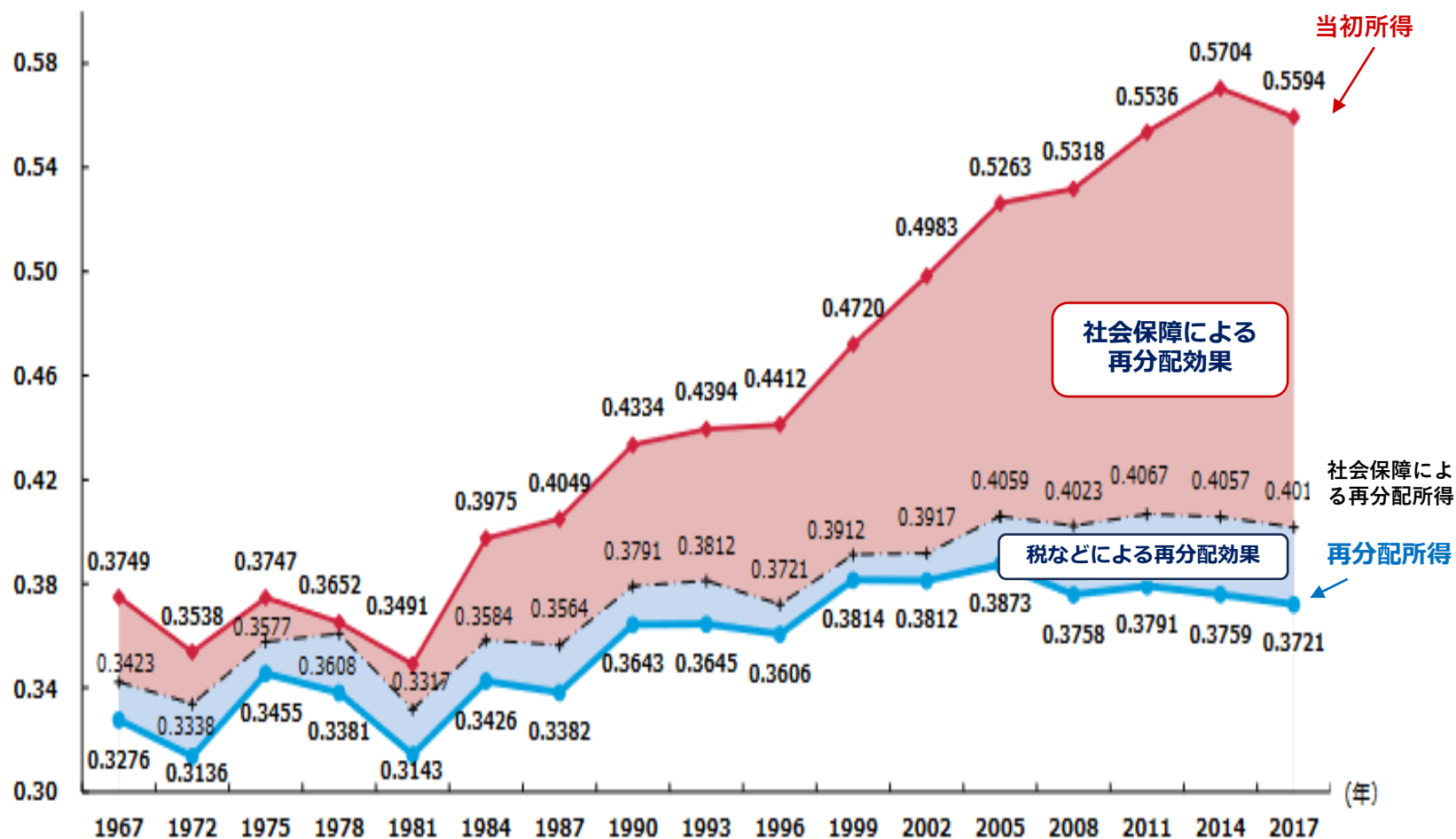
2. 必要な人に、必要な給付を

- 税と社会保障の連携(支援を必要とする人への包括的で効率的な支援)
- リアルタイムでの所得の把握
- 経済危機時における迅速な支援



「給付付き税額控除」の検討を

再分配政策によるジニ係数の変化 (資料1-Ⅲ-26)



政府税制調査会 中期答申(2023.6.30)より

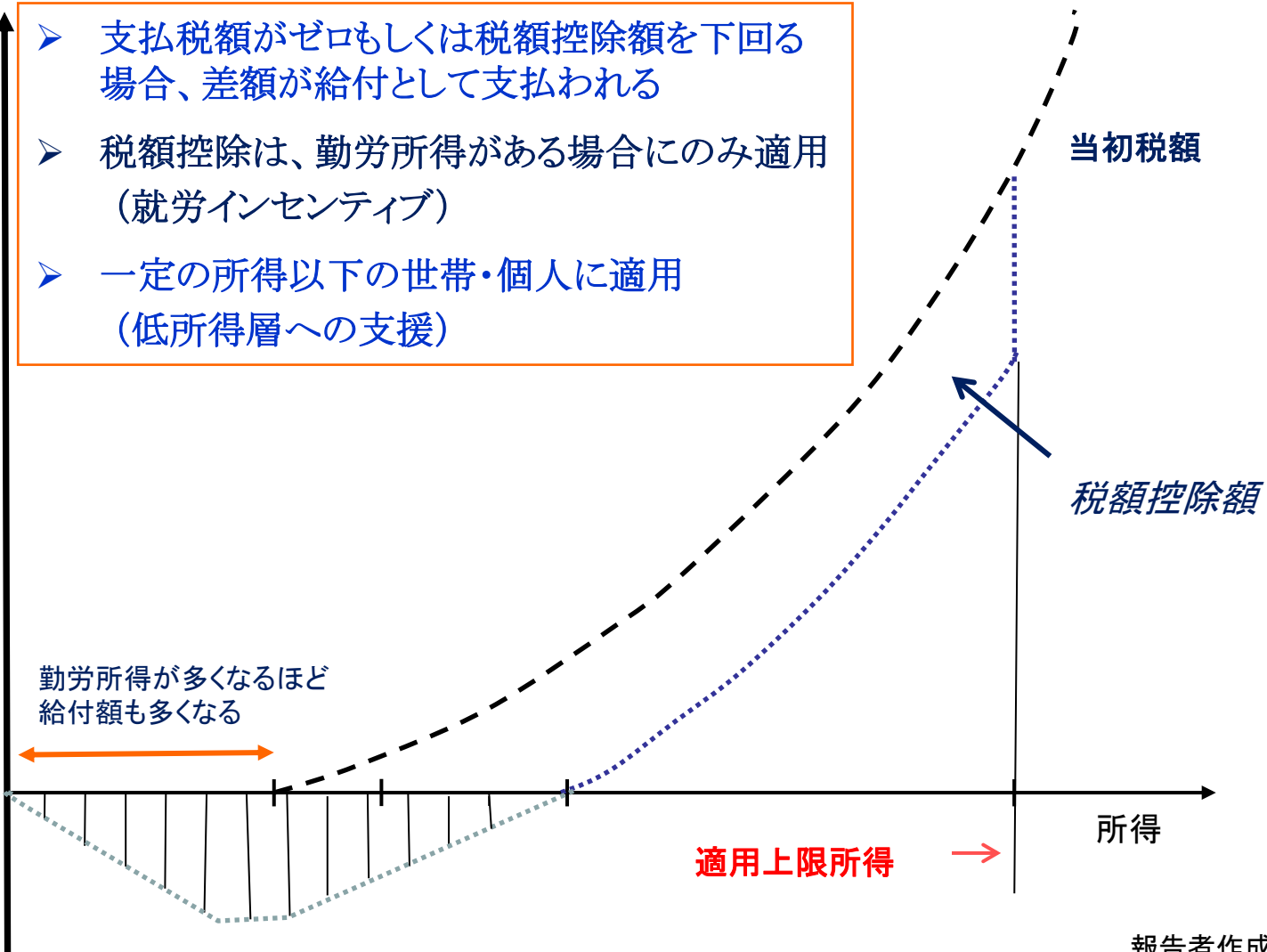
中期答申より

- 税制を検討するに当たっては、社会保険料との関係も念頭に置く必要があります。
- 諸外国では、……当局が税務情報を即時に把握することで、雇用主の手続き上の負担を緩和するとともに、プッシュ型の対応を含め、行政側が迅速な給付を行うことを可能にしています。
- 一時的なショックに対する財政の対応においても、財源の確保はもちろんのこと、デジタル化の進展を踏まえたリアルタイム情報の活用により、対象を真に必要な分野・者に絞るなどの視点が不可欠です。

給付付き税額控除(勤労税額控除)の例

税額

- 支払税額がゼロもしくは税額控除額を下回る場合、差額が給付として支払われる
- 税額控除は、勤労所得がある場合にのみ適用(就労インセンティブ)
- 一定の所得以下の世帯・個人に適用(低所得層への支援)



報告者作成

税制の課題 4：脱炭素化

カーボンプライシング（GX推進法）

- ①2028年度から化石燃料の輸入事業者等に対し輸入等する化石燃料に由来する二酸化炭素の量に応じて化石燃料賦課金を徴収
- ②2033年度から発電事業者に対し一部有償で二酸化炭素の排出枠(量)を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収